

「緑確保の総合的な方針」改定の概要

緑確保の総合的な方針

- 【策 定】 東京都・特別区・市町村(島しょを除く)
【目的】 減少傾向にある民有地の既存の緑を、まちづくりの取組の中で計画的に確保する
【概 要】 今後10年間に確保することが望ましい緑を明確化し公表、あわせて、まちづくりで創出する緑や先導的に取組む緑施策を提示

策定経緯

- 平成22年5月 都と区市町村合同で方針策定
平成28年3月 一部改定(確保地を追加、公表)
平成30年12月 都区市町村合同検討委員会にて改定の検討を開始

◆これまでの成果

- 平成22年、確保地305haを公表、平成28年、確保地134haを追加
- 確保地439haのうち315haを確保(約72%) 確保候補地を含め419haを確保

◆改定後の計画期間

- 令和2年度から令和11年度まで 10年間

◆改定のポイント

- 「『未来の東京』戦略ビジョン」を踏まえ、緑溢れる東京の実現に向け、将来に引き継ぐべき樹林地や農地の保全を推進
- 骨格的な緑の充実等を目指し、新たな「確保地」の設定および施策を提示
- 確保の水準として「特定生産緑地」を新設、生産緑地を保全すべき農地として明確化

改定案の概要

I 既存の緑を守る方針

既存の緑を、丘陵地、崖線、農地などに分類し、今後10年間に確保することが望ましい緑を「確保地」として抽出。箇所・面積のリスト、位置図を公表

確保主体	確保地			
	水準1～3		特定生産緑地	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
特別区	60	19	2,025	398
市町村	71	180	8,912	2,497
東京都	22	104		
合 計	153	304	10,937	2,894

確保候補地	
箇所数	面積(ha)
456	127
163	75
38	637
657	839

◆確保地 ……今後10年間に確保を目指す対象地

水準1 :都市公園緑地事業、特別緑地保全地区等により確保

水準2 :法や条例に基づく許可並びに優遇税制により確保

水準3 :届出制や協定等により確保

特定生産緑地 :指定から30年が経過する生産緑地を特定生産緑地に指定

◆確保候補地 ……計画期間にかかわらず確保を目指す対象地

II まちづくりで緑を創出する取組

計画期間中に、まとめた緑の創出を伴うまちづくり事業のリストを提示
民間開発による緑化空間、公園緑地、街路樹、水辺の緑などとの連携
により形成されるネットワークを緑の骨格としてとらえ、充実させるよう緑化
を誘導

III 緑の確保をさらに推進する取組

緑の確保を一層推進し、緑のまちづくりをさらに進めるために、
先導的な施策を提示

◇都市開発諸制度等の活用によるみどりの保全・創出

◇生産緑地の保全・活用

◇市民緑地認定制度の活用ほか

スケジュール（案）

令和元年度

2月13日 パブリックコメント募集
～3月19日

令和2年度

4月 都区市町村合同委員会
5月 改定・公表 予定